

●香川県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から平成31年3月14日に指定の取消しを行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することができる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略		高松市	略	
	高松市花園コミュニティセンター	略		高松市花園コミュニティセンター	略
	高松市木太南コミュニティセンター	略		高松市総合福祉会館	高松市観光通2丁目8番20号
	略			高松市木太南コミュニティセンター	略
	高松市屋島コミュニティセンター	略		略	
	高松市屋島西コミュニティセンター	略		高松市屋島コミュニティセンター	略
	略			高松テルサ	高松市屋島西町2366番地1
略		高松市屋島西コミュニティセンター	略		
略		略			
略		略			